



しゅっしょうとどけ こくせき しゅとく
2 出生届と国籍の取得

しんせいじ こくせきしゅとく
2-2 新生児の国籍取得

こくせき こ しょうらい たいへんじゅうよう くに こくせき と かなら ひつよう てつぎ
国籍は子どもの将来にとって大変重要なことです。どの国の国籍を取るにしても必ず必要な手続をと
こ う まえ かくたいし かん し くちょうそん やくしょ こせきがかり ほうむきよく そうだん ひつ
りましょう。子どもが生まれる前に、各大使館や市区町村の役所の戸籍係、法務局などでよく相談し、必
よう しよるい かくにん
要な書類を確認しておきましょう。

りょうしん にほんこくせき ばあい
(1) 両親のどちらかが日本国籍の場合

ちちおや ははおや にほんじん ほうてき けっこん ばあい う こ にほんこくせき しゅとく
父親、母親どちらかが日本人で、法的に結婚している場合は、生まれてくる子どもは日本国籍を取得で
こ こくせき しゅっしょう どうじ さだ ほうてき けっこん ばあい ちちおや たいじ
きます。けれども、子の国籍は出生と同時に定まるので、法的に結婚していない場合は、父親による胎児
にんち かぎ こ にほんこくせき しゅとく いっぽう おや がいこくせき しゅとく りょうしん
認知がない限り、子どもの日本国籍は取得できません。もう一方の親の外国籍の取得については、両親と
がいこくせき ばあい おな てつぎ ひつよう くわ ざいにちたいし かん りょうじ かん かくにん
もに外国籍の場合と同じ手続が必要となります。詳しくは在日大使館または領事館に確認をしましよ
う。

ちちおや ははおや がいこくせき ばあい
(2) 父親・母親がともに外国籍の場合

ちちおや ははおや がいこくせき ばあい にほん しゅっさん にほんこくせき しゅとく りょうしん
父親と母親がともに外国籍の場合は日本で出産しても日本国籍を取得することはできません。両親
くに ほうりつ したが こくせき しゅとく かつこく と あつか ちが てつぎ ほうほう ひつようしよ
のそれぞれの国の法律に従って国籍を取得します。各国で取り扱いが違うので、手続の方法や必要書
るい ざいにちたいし かん りょうじ かん かくにん
類は、在日大使館または領事館に確認をしましょう。

おや こくせき 親の国籍	こ こくせき 子どもの国籍	てつぎほうほう 手続方法
りょうしん 両親のどちらかが にほんじん こんいん 日本人で婚姻	にほんこくせき 日本国籍	しゅっしょうとどけ きょじゅうち し くちょうそん やくしょ ていしゅつ 1 出生届を居住地の市区町村の役所に提出 いっぽう おや がいこくせき しゅとく ざいにちたいし かん りょうじ かん と 2 もう一方の親の外国籍の取得は在日大使館または領事館に問 あ い合わせ
りょうしん がいこく 両親ともに外国 せき 籍	がいこくせき 外国籍	りょうしん くに ざいにちたいし かん りょうじ かん と あ 両親それぞれの国の在日大使館または領事館に問い合わせ